

野外活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第63号

野外活動センター条例の一部を改正する条例

野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>（指定管理者による管理）</u> <u>第 1 条の 2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> <u>（指定管理者が行う業務の範囲）</u> <u>第 1 条の 3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</u> <u>（1） 施設及び設備の維持管理に関する業務</u> <u>（2） その他センターの利用の促進に関する業務</u>
（使用の許可） <u>第 1 条の 2</u> センターの施設で別表第 1 に掲げるものを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。 （1）～（3） [略] 3 <u>教育委員会</u>は、センターの管理上必要があると認めるときは、第 1 項の	（使用の許可） <u>第 1 条の 4</u> センターの施設で別表第 1 に掲げるものを使用しようとする者は、<u>指定管理者（教育委員会がセンターの管理を行う場合にあっては、教育委員会。以下この条及び第 1 条の 6 において同じ。）</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。 2 <u>指定管理者</u>は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。 （1）～（3） [略] 3 <u>指定管理者</u>は、センターの管理上必要があると認めるときは、第 1 項の

許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第1条の3 [略]

(使用許可の取消し等)

第1条の4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1条の2第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1) [略]

(2) 第1条の2第3項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により第1条の2第1項の許可を受けたとき。

(4)・(5) [略]

(使用料)

第2条 使用者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第1条の5 [略]

(使用許可の取消し等)

第1条の6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1条の4第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1) [略]

(2) 第1条の4第3項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により第1条の4第1項の許可を受けたとき。

(4)・(5) [略]

(利用料金)

第2条 使用者は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（教育委員会がセンターの管理を行う場合にあつては、使用料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者（教育委員会がセンターの管理を行う場合にあつては、知事。次条及び第5条において同じ。）が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

5 教育委員会がセンターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(利用料金の免除)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) [略]
- (2) その他知事が適当と認めるとき。
(使用料の不還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由がある場合は、その全部又は一部を還付することができる。
(損害賠償等)

第5条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、知事の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

別表第1 (第1条の2関係)

施設名	<u>キャンプ場</u> 運動広場 テニスコート 体育館 宿泊室
-----	----------------------------------

別表第2 (第2条関係)

区 分	単 位	施設の <u>使用料</u> の額			附属の設備の <u>使用料</u> の額
		小学校 児童及 び中学 校生徒	高等学 校生徒 、学生 及び勤 労青少 年	一 般	
<u>キャンプ場</u>	[略]	円 200	円 300	円 390	1 シャワー 1 回につ き110円 2 炊飯用具 1 式 1 炊

第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) [略]
- (2) その他指定管理者が適当と認めるとき。
(利用料金の不還付)

第4条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由がある場合は、その全部又は一部を還付することができる。
(損害賠償等)

第5条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

別表第1 (第1条の4、第2条関係)

施設名	<u>テントサイト</u> <u>炊事サイト</u> 運動広場 テニスコート 体育館 宿泊室 <u>研修室</u> <u>創作室</u>
-----	--

別表第2 (第2条関係)

区 分	単 位	施設の <u>利用料金</u> の <u>上限額</u>			附属の設備の <u>利用料金</u> の <u>上 限額</u>
		小学校 児童及 び中学 校生徒	高等学 校生徒 、学生 及び勤 労青少 年	一 般	
<u>テントサイト</u>	[略]	円 240	円 360	円 470	1 シャワー 1 回につ き130円
<u>炊事サイト</u>	<u>1 日ま でごと に</u>	750	1,130	1,500	2 炊飯用具 1 式 1 炊

運動		貸切使用		[略]	<u>670</u>	<u>1, 010</u>	<u>1, 340</u>	飯 ごとに 120円
広場		区分使用		[略]	<u>340</u>	<u>510</u>	<u>680</u>	
テニスコート				[略]	<u>350</u>	<u>530</u>	<u>700</u>	
体 育 館	入場料等を徴収する場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	[略]	<u>780</u>	<u>1, 170</u>	<u>1, 550</u>	3 スポーツ用具 1式1時間までごとに <u>270円</u> の範囲内で知事が定める額
			区分使用	[略]	<u>390</u>	<u>590</u>	<u>780</u>	
	収しない場合	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>9, 300</u>	<u>9, 300</u>	<u>9, 300</u>	
			その他の日	[略]	<u>7, 730</u>	<u>7, 730</u>	<u>7, 730</u>	5 [略]
	入場料等を徴収する場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	[略]	<u>1, 560</u>	<u>2, 340</u>	<u>3, 110</u>	
			区分使用	[略]	<u>780</u>	<u>1, 170</u>	<u>1, 560</u>	
			その他の催しに使用	土曜日及び休	[略]	<u>13, 930</u>	<u>13, 930</u>	

体 育 館	運動	貸切使用		[略]	<u>810</u>	<u>1,210</u>	<u>1,610</u>	飯 ごとに 140円	
	広場	区分使用		[略]	<u>410</u>	<u>620</u>	<u>820</u>		
	テニスコート			[略]	<u>420</u>	<u>630</u>	<u>840</u>		
	入場 料等 を徴 収し ない 場合	研修又はアマ チュア スポー ツに使用 する場合	貸切 使用	[略]	<u>930</u>	<u>1,400</u>	<u>1,860</u>	3 スポーツ 用具 1式1時 間までごと に <u>320円</u> の 範囲内で知 事が定める 額	
			区分 使用	[略]	<u>470</u>	<u>710</u>	<u>940</u>		
		その他の催し に使用 する場合	土曜 日及び休 日	[略]	<u>11,160</u>	<u>11,160</u>	<u>11,160</u>		4 放送設備 1式1時 間までごと に <u>320円</u>
			その他の 日	[略]	<u>9,280</u>	<u>9,280</u>	<u>9,280</u>	5 [略]	
		入場 料等 を徴 収す る場 合	研修又はアマ チュア スポー ツに使用 する場合	貸切 使用	[略]	<u>1,870</u>	<u>2,800</u>	<u>3,730</u>	
				区分 使用	[略]	<u>940</u>	<u>1,410</u>	<u>1,870</u>	
	その他の催し に使用		土曜 日及び休	[略]	<u>16,720</u>	<u>16,720</u>	<u>16,720</u>		

		する場 合	日				
			その 他の 日	[略]	<u>11, 620</u>	<u>11, 620</u>	<u>11, 620</u>
宿泊室				[略]	<u>370</u>	<u>550</u>	<u>740</u>

備考 1 幼児に係る使用料は、無料とする。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

		する場 合	日					
			その 他の 日	[略]	<u>13, 940</u>	<u>13, 940</u>	<u>13, 940</u>	
宿泊室				[略]	<u>450</u>	<u>670</u>	<u>890</u>	
				<u>貸切使用</u>	<u>1 時間 までご とに</u>	<u>360</u>	<u>540</u>	<u>720</u>
					<u>区分使用</u>	<u>1 時間 までご とに 1 区分ご とに</u>	<u>180</u>	<u>270</u>
					<u>1 時間 までご とに</u>	<u>360</u>	<u>540</u>	<u>720</u>

備考 1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 宿泊する場合における研修室及び創作室の利用料金は、無料とする。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の野外活動センター条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 条の 2 に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、

この条例の施行前においても、改正後の条例別表第2に掲げる額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第2条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。